

2022年2月通常会議 議案に対する討論

2022年3月25日

杉浦 智子

私は日本共産党大津市会議員団を代表して、ただいま議題となっております

議案第15号 大津市文芸奨励基金条例を廃止する条例の制定について

議案第17号 大津市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 大津市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第31号 大津市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

に対する反対討論を行います。

まず議案第15号についてです。

本条例で廃止されようとする花登筐文芸奨励賞は、大津市に生まれ、作家として活躍された花登氏の業績を若い世代に継承するものとして、大津市文芸奨励基金条例に基づき、青少年の文芸奨励事業として36年間続けられてきたものです。本奨励賞は、小学生、中学生、高校生とそれぞれの部門で選ばれ、青少年の自己実現や隠れた才能を発掘できる機会となってきました。市内在住で中学校1年生の時に本賞を受賞し、作家デビューされた方は、「ものを書くことが好きで、応募をした、第3者に自分の作品を認めてもらい、ものを書くことが得意と思っていいんだという自信につながった」と話され、市民文化の一端を支える事業であることがうかがえます。

しかし、9年前の条例改正において「第6条 基金の処分」が付け加えられ、基金を取り崩していくこととなり、数年後基金が枯渇すれば事業は廃止とされ、本議案はこれを理由としています。我が会派は、当時の条例改正にも反対をいたしました。市が理由として挙げたのは、花登氏を青少年が身近に感じないということでしたが、同氏を知る知らないではなく、子どもたちが書くこと、表現することへの意欲を引き出し、豊かな人間性を育てるきっかけとなる貴重な事業であると考えます。基金条例第2条には寄付金等の収入をもって充てることもされており、基金が枯渇したから廃止、ではなく、まずは広く市民をはじめ寄付を募る、市としても繰り入れをするなど事業継続への取り組みを積極的におこなうべきです。

先ごろ、今村翔吾氏が著書「塞翁の盾」で直木賞を受賞され、氏の出身地であること、物語の主人公の一人が穴太衆で、大津城が舞台であることなどで大津市にも注目がされています。市として市民文化の継承と発展を支援することが、こうした花登氏の後継となる素晴らしい文化人を生み出すことにつながるものと考えます。よって本奨励賞を廃止する議案に反対します。

次に議案第17号について、関連する議案第18号と一括で討論します。

これらの議案は、教育委員会が所管する大津市歴史博物館の管理事務及び文化財の保護に関する事務を市長が管理、執行するもの改めるとされています。その目的として、文化財や景観、まちづくり、観光振興を柔軟に連携させ、歴史文化の保存と活用を踏まえた一体的なまちづくりを推進することを挙げ、文

化財の調査・研究や保存、管理などの体制や財源確保についても市全体として議論できるとされています。

今回の改正の大本には、第9次地方分権一括法によって地方教育行政法、社会教育法、図書館法、博物館法が2019年に改正され、博物館を含む公立社会教育施設の首長部局への移管が可能になったことにあります。教育分野まで営利活動、市場に明け渡すための規制緩和であり、法改正にあたっては、参議院において付帯決議が上げられています。決議には「特に、図書館、博物館等の公立社会教育施設が国民の知る権利、思想・表現の自由に資する施設であることに鑑み、格段の配慮をすること」とあります。言い換えれば、教育委員会から首長部局へ移管されることにより、国民の知る権利、思想・表現の自由を阻害する危険があるということを示したものに他なりません。

5年前に、この大津市で「学芸員はがん」などと発言した大臣もおられました。2020年には文化観光推進法が成立し、博物館等に大きな影響を及ぼすことになりました。「文化観光」という概念が導入され、文化が観光振興のための単なる手段とされないか、観光施設としての機能が強化されることで収集や保管、展示や調査研究など教育的な側面が後景に追いやられないかなどが危惧されます。

リピーター率や満足度、来訪者数などによる経営的な評価が重視される可能性が非常に高く、社会教育施設としての自由で自律的な学芸活動が阻害されることにつながると考えます。

その上、市長は政治家です。時々の政治家の意向で、博物館や図書館、公民館などの社会教育関連施設のあり方が揺さぶられないとは言い切れないことから議案第17号には反対するもので、本議案に基づく議案第18号 職員定数の改定に反対するものです。

次に議案第21号と議案第22号について、一括で討論します。

いずれの議案も昨年的人事院勧告に基づき、市の一般職職員、会計年度任用職員の期末手当を新年度分だけでなく、昨年末分もさかのぼって引き下げるというものです。

コロナ禍にあって、職員は長期間、ギリギリの人員体制の中で心身を害するほど懸命に職務にあたり、時には命を削る対応も求められるという厳しい現状の中で働いています。そのがんばりに報いるためにも手当を引き下げるべきではありません。そもそも職員給与は、地域経済を循環させる大きな力の1つです。職員のモチベーションに影響するだけでなく、職員の生活の質を落とし、地域経済にもマイナスとなります。コロナ禍で疲弊した地域経済を動かしていくためには、削減よりもむしろ働きに応じた引き上げで、内需の活性化を図ることが重要です。

よって両本議案に反対するものです。

次に議案第24号についてです。

本手数料条例の一部改正には、震度6強から7で倒壊する恐れのある畜舎等を認めるという国の規制緩和に基づく規定が含まれています。大津市においても、琵琶湖西岸断層帯地震の予測では震度7が11学区で起こるとされています。コスト削減を理由に、畜舎で働く畜産農家や労働者の安全が確保されない認定畜舎等を認め、手数料を定めることは人命を軽視するものであり、本議案に反対します。

次に議案第25号についてです。

本議案は、国のデジタル関連法に基づく条例改正です。経済界を中心に個人情報取り扱いについて、民間・行政機関・独立行政法人それぞれ3本の法律、さらに各自治体の条例があり、規定や運用がバラバラでデータ流通を阻害しているとやり玉に挙げて、デジタル関連法により一元化、規制緩和が推し進めら

れていま。個人情報保護法制を統合し、対象に地方自治体・地方独立行政法人を加え、全体の所管は個人情報保護委員会が行うこととなります。

そもそも公的部門の「個人情報」は、公権力を行使して取得させたり、申請・届出に伴い義務として提出されたりするものがほとんどです。ですから公的部門には、保有する個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう、より厳格な個人情報保護が必要とされてきたのです。それを民間部門が保有する「個人情報」と同列に扱うこと自体が間違いです。

さらに、自治体は国が示した解釈に従って制度の運用を求められ、条例を定める際の届出など自治体の条例づくりが挟められるしくみが導入されます。都道府県・政令市にはオープンデータ化を義務化し、全自治体に個人情報のオンライン結合・連携の禁止は認めないとしています。これらは各自治体の個人情報保護条例に縛りをはけるもので、地方自治の侵害です。

個人情報保護を後退させる法制度の統合・一元化を進める一環となる本議案に反対します。

次に議案第 31 号についてです。

今般の条例改正は、既存建築ストック、いわゆる空き家などの活用促進や木造建築物の振興のためとして、小規模な建築物について建築基準法が規制緩和されたことを受け、条例改正するものです。

空き家等の既存建築ストックを活用することは必要なことで、福祉・商業施設への用途変更には需要はあるでしょう。しかし建築確認制度や防火・耐火規制は、その建築物で起居する人の生命・身体の安全を守るためのものです。市民の命や財産を守るためには、小規模であっても、しっかりと防火策が取られなければなりません。これまでは、建築基準法施行令を超えた制限が付加されていました。今改正においても、人命尊重の観点から独自の規制を設けるべきと考え、規制緩和を容認する本議案に反対するものです。

以上討論を終わります。